

農地法第4・5条の規定による許可申請（一時転用） 提出書類一覧表

【農地造成】

（令和6年4月版）
千葉市農業委員会

- * 証明書類は、申請前3か月以内のものを添付してください。
* 証明書類等は、原本を提出してください。〔原本返還希望の場合は、原本及びコピーを提出してください（原本は確認後返還します）〕

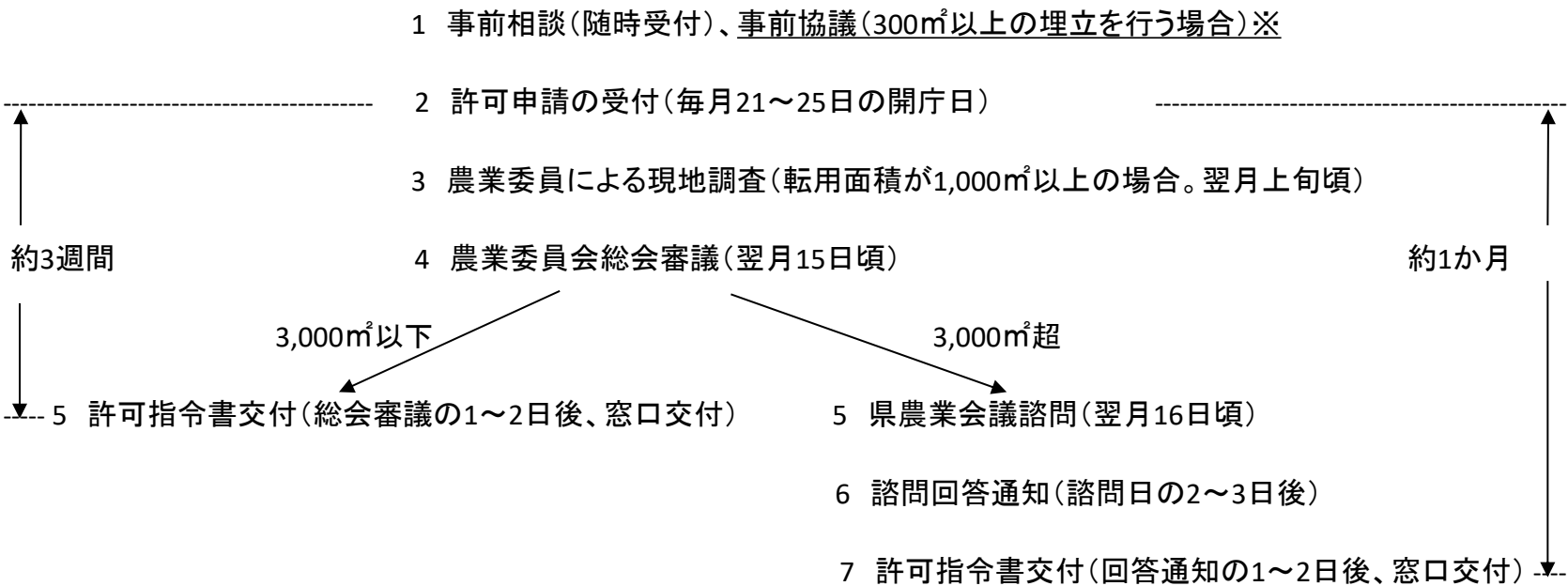
書類の内容	書類の種類	要否	確認欄	備 考
1.許可申請	a.許可申請書【様式あり】	必須		
2.転用申請地の状況等に関する書面	a.土地の登記事項証明書	必須		全部事項証明書で、3か月以内に発行されたもの
	b.住民票、戸籍の附票等			土地所有者の現住所が、登記事項証明書に記載されている住所と異なる場合 現住所までの異動がわかる書類
	c.土地所有者の同意書			賃借人等が転用又は貸付等をする場合
	d.賃借権解約等に係る許可申請書又は通知書			賃借権設定期間内に転用を行う場合で、農地法第18条に定める手続が必要な場合
	e.転用同意書			賃借権や地役権等が設定されている場合や、他に共有者がいる場合など、その土地に対する権利を有する者の同意が必要
3.申請者の行為能力等に関する書面	a.法人の登記事項証明書			法人による申請の場合
	b.法人の定款又は寄付行為			
	c.相続関係（土地の所有関係）が確認できる書面			登記名義人が死亡後、相続登記が未了の場合 ①相続関係図 ②戸籍・除籍謄本 ③相続放棄申述受理謄本、遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等の書面
	d.転用に必要となる免許証等の写し			砂利採取や、土採取、採石を行う場合、砂利採取法・県土採取条例・採石法による登録業者通知の写しを提出
4.転用申請地の位置と農地区分の判断に関する書面	a.位置図	必須		最寄の駅、役場、インターチェンジ、その他の公共施設からの位置がわかるもの
	b.公図の写し	必須		①隣接土地の地番・地目・現況・土地所有者・耕作者名を記載 ②申請地がわかるよう色枠を付す ③赤道は赤色、青道は青色に色塗り
	c.周辺土地利用状況図	必須		周辺の土地利用状況が分かる図面（住宅地図等）（a.の位置図と兼ねてもよい）
	d.申請地を含めた周辺の現況写真	必須		写真上に申請地の範囲を赤線で示し、撮影日を記載し番号等を付け、公図の写し等に撮影方向を矢印で記入
	e.地積測量図			一筆の内の一部を転用する場合
5.事業計画に関する書面	a.事業計画書【様式あり】	必須		事業を行う理由、土地選定理由を詳細に記入。周辺農地への被害防除対策、隣接農地所有者及び耕作者への転用事業の説明状況も記載。
	b.土地利用計画図	必須		土地利用計画を詳細に記入し、位置・隣接境界・施設間の距離を明記
	c.農地以外の一体利用地の一覧表			農地以外の一体利用地がある場合 （筆数が少ない場合は、1-a.許可申請書への書込みでも可）
	d.排水計画図			排水施設を設ける場合は、排水施設構造図を提出。放流先を明示。
6.資金計画に関する書面	a.資力を証する書面			農地造成に資金を要する場合 ①預貯金残高証明書 ②融資（見込み）証明書 ③補助金の内示通知書 等
	b.転用に要する経費（埋立工事費等）に係る見積書			埋立工事等を外部に発注する場合 原本提出（原本返還希望の場合は、原本を提示のうえ、コピーを提出）
7.農業上の利用との調整に関する書面	a.隣接土地所有者・耕作者の意見書			隣接する土地の所有者（隣接土地が農地で、所有者とは別に耕作者がいる場合は、耕作者を含む）の、事業施行に対する意見書。様式不問。
	b.土地改良区の意見書			申請地が土地改良区域内にある場合（意見を求めた日から30日を経過してもその意見が得られなかった場合は、その事由を記載した書面）
	c.水利権者の同意書			取水・排水についての水利権者の同意書（同意が得られなかった場合は、その理由を記載した書面）
8.農地の復元に関する書面	a.農地復元誓約書【様式あり】	必須		

（裏面へ続く）

書類の内容	書類の種類	要否	確認欄	備 考
9.その他、農地造成の場合の必要書面	a.埋立等事業計画書【様式あり】	必須		
	b.埋立計画平面図・断面図（現況・計画）	必須		平面図は、全体区域及び農地区域が分かるもの。断面図は、掘削深（天地返しの場合）及び覆土高が分かるもの。（建設発生土等を使用する場合、作物の育成に適する土で原則として1メートル以上の覆土を行うこと。）
	c.土砂等発生元証明書【様式あり】			建設発生土等を使用する場合
	d.県土採取条例又は採石法に基づく採取計画の認可書（写し）			採取した土砂等を使用する場合
	e.土砂等発生元、土砂等採取場所、ストック場等の位置図及び現況写真	必須		
	f.搬入経路図	必須		土砂等の発生・採取場所から申請地までの搬入経路が分かる図面（e.の位置図と兼ねてもよい）
	g.契約書の写し			土地所有者と工事施行者が交わした契約書の写し。目的、契約期間、施工計画等が明記されたもの。
	h.工事工程表	必須		
	（土砂等発生元における地質分析結果証明書）			（「千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（土砂条例）」の特定事業に該当する場合は、同条例等に基づき市産業廃棄物指導課に提出する土砂等発生元の地質分析結果証明書を、農業委員会にも提出のこと。なお、特定事業に該当しない場合でも、農業委員会が同証明書の提出を求めていることがあります。）
	i.作付け誓約書【様式あり】	必須		
	j.その他農業委員会が必要と認める書類			農地造成後の耕作の確実性を審査するため、耕作予定者の耕作実態や農家経営実態等に係る書類の提出を求めています。
その他、場合により必要となる書類				
10.その他	a.過去の許可済地の概要説明書			過去に転用許可済地がある場合、その現状及び利用状況を記載（なお、予定期間経過後も転用や農地復元が完了していない場合は、その理由も記載）
	b.公有財産管理者の同意			道路・水路の占有使用許可書等（申請中の場合は申請書の写し）
	c.他法令の許認可申請書等の写し又は申請状況を説明した書面			千葉市土砂条例による特定事業許可、砂利採取法・県土採取条例・採石法による認可など、他法令の許認可等が必要な場合（未申請の場合は、今後の申請予定等の状況を説明した書面を添付）
	d.委任状			代理人が申請する場合。許可申請書に記名押印した場合は、委任状にも同じ印を押す。
	e.その他農業委員会が必要と認める書類			

【許可までの事務の流れ】

（以下は、一般的な場合です。2haを超える大規模転用や、2市にまたがる転用など、以下とは異なる場合もあります。）



＊ 市土砂条例等、他法令等との調整が必要な場合は、調整後、許可指令書交付となります。

＊ 転用許可条件に従い、農地復元報告書等を農業委員会に提出していただきます。

＊ 事前相談については、随時お受けしております。

※300㎡以上の埋立の場合、市土砂条例施行規則の規定により、許可申請前に産業廃棄物指導課の事前協議が必要となります。また、それ以外の場合でも、事業規模や事業内容等により、事前協議同様の手続をお願いする場合があります。なお、周辺農地・道路・水路に影響が及んだり、市農業振興計画や水利(排水)計画等に支障が及んだりする場合は、一時転用が許可されませんので、市担当部局等と十分な協議・調整をお願いします。